

昇降機又は遊戯施設に関する実務について

1-(I)及び2-(II)に該当する実務の経験を有する方が受講できます。

ご不明な場合は講習事業部までお問い合わせください。

1. 種別

(I) 昇降機又は遊戯施設に該当する主なもの

主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの	法令
乗用エレベーター(ホームエレベーター)	
人荷共用エレベーター	
寝台用エレベーター	
荷物用エレベーター(荷扱い者又は運転者以外乗車禁止)	建築基準法第34条
自動車運搬用エレベーター(自動車運転手又は運転者以外乗車禁止)	建築基準法施行令 第129条の3
小荷物専用昇降機	
段差解消機	
いす式階段昇降機	
エスカレーター	
観光用エレベーター	
ウォーターシュート	建築基準法第88条
コースター	
メリーゴーラウンド	建築基準法施行令 第144条
観覧車	(同138条第2項第 二号又は第三号)
オクトパス	
飛行塔	

(II) 昇降機又は遊戯施設に該当しない主なもの

主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの	法令
機械式駐車場(人が乗車した状態で運転されるおそれのないもの)	
搬送設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれたもの	
簡易リフト《小荷物専用昇降機に該当しないもの》	建築基準法の適用 を受けないもの(他の法令によるもの)
クレーン《労働安全衛生法》	
舞台装置	
屋内ゲーム機	
都市公園等の遊具	

2. 昇降機又は遊戯施設に関する実務の内容

(I) 実務の内容に該当する主なもの

昇降機・遊戯施設
設計(開発)、作図、システムエンジニア ※専門知識を要するもの
製作(主要部品の製造、組立) ※主要部品はどのようなものか具体的に内容を記入
据付、開発・改善、調整
施工、施工管理(現場監督)、リニューアル
保守、点検、遠隔監視装置の取付、交換 ※部品交換のみでは専門性が少ない為、不可
検査 ※立会いのみは不可
教育(現場作業実務の教育・研修) ※受講希望者が研修を受けている期間を実務経験とする場合、研修以外の勤務時間は、昇降機又は遊戯施設に関する業務を行っている者に限る。
研究
【遊戯施設】運行管理 ※具体的な内容の記入が必要
【遊戯施設】維持保全、管理
【特定行政庁】建築確認申請審査、工事完了検査

(II) 実務の内容に該当しない主なもの

昇降機・遊戯施設
一部の部品の設計
点検・検査等の立会いのみ
知識及び技能を必要としない実務
庶務、会計、労務等
実務とみなす業務との関連が少ない(労働時間の大半が別の職務)
アルバイト・パートタイム就労者等(雇用保険の被保険者は除く)
工場のライン製造工程等(製造は原材料を加工することなので含まず)